

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月25日
【事業年度】	第20期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社日本エスコン
【英訳名】	ES-CON JAPAN Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 貴俊
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田二丁目15番9号
【電話番号】	03(5297)6161（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中西 稔
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
【電話番号】	06(6223)8050（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中西 稔
【縦覧に供する場所】	株式会社日本エスコン大阪本社 （大阪市中央区伏見町四丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年3月23日に提出いたしました第20期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(1) 法的規制等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 4【事業等のリスク】

##### (1) 法的規制等について

###### (訂正前)

会社法や金融商品取引法の規制のほか、当社グループが属する不動産業界では、「国土利用計画法」、「宅地建物取引業法」、「建築基準法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「不動産特定共同事業法」、「資産の流動化に関する法律」、「信託業法」、「貸金業法」等により法的規制を受けております。

また、当社グループは、不動産業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産販売及び関連事業を行っております。上記の改廃や新たな法的規制の新設によっては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### (訂正後)

会社法や金融商品取引法の規制のほか、当社グループが属する不動産業界では、「国土利用計画法」、「宅地建物取引業法」、「建築基準法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「不動産特定共同事業法」、「資産の流動化に関する法律」、「信託業法」、「貸金業法」等により法的規制を受けております。

また、当社グループは、不動産業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産販売及び関連事業を行っております。上記の改廃や新たな法的規制の新設によっては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	取得年月	有効期限	法令違反の要件及び 主な許認可取消事由
宅地建物取引業免許	国土交通大臣	国土交通大臣免許 (3)第6034号	(大阪府知事免許)平成8年6月 (建設大臣免許 現、国土交通大臣 免許) 平成12年7月	平成32年7月6日 (5年ごとの更新)	不正な手段による許可の取得や役員等の欠格条項違反に該当した場合は許可の取消(宅地建物取引業法第66条)
建設業許可 (大阪府知事・特定) 建築・土木	大阪府	大阪府知事許可 (特-26)第 123824号	(建築、特-16) 平成17年3月 (土木、特-17) 平成17年6月	平成32年3月10日 (5年ごとの更新)	管理責任者不在等の要件欠如に該当した場合は許可の取消(建設業法第29条)
一級建築士事務所 登録 (大阪) (東京)	大阪府 東京都	大阪府知事登録 (二)第18579号 東京都知事登録 第48798号	大阪：平成12年7 月 東京：平成15年6 月	平成32年7月30 日 平成30年6月9 日 (5年ごとの更新)	不正な手段による免許の取得や建築試験の合格決定の取消があった場合は許可の取消(建築士法第9条)
不動産特定共同事業	金融庁 国土交通大臣	金融庁長官・国土 交通大臣 第47号	平成18年9月	無し	不正な手段により許可の取得や定められた資本金等の額が定められた額を満たさなくなった等の不適合となった場合は許可の取消(不動産特定共同事業法第36条)